

船舶インシデント調査報告書

令和2年7月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（冷却清水供給不能）
発生日時	令和元年7月29日 18時30分ごろ
発生場所	福井県美浜町丹生西方沖 舟通埼灯台から真方位292°800m付近 （概位 北緯35°42.3′ 東経135°56.9′）
インシデントの概要	漁船福漁丸は、航行中、機関が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年8月1日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 福漁丸、0.6トン FK3-10035（漁船登録番号）、個人所有 第251-21656号（船舶検査済票の番号） ディーゼル機関、4サイクル、出力36.80kW、回転数毎分3、 500、4気筒、使用燃料軽油
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、全速力前進で航行中、船長が、機関音の変化し、機関から湯気が立ち上ってきたので、オーバーヒートしていると思い、機関を停止した。 本船は、船長が、携帯電話を自宅に置き忘れて連絡できずに漂流していたところ、帰航しないことを案じた家族が、所属する漁業協同組合を通じて行った通報により捜索中の海上保安庁が発見し、巡視艇にえい航された。 本船は、機関整備業者が点検した結果、清水冷却器に接続したゴム製のホースが劣化して根元部分に亀裂等を生じ、同冷却器から冷却清水が漏れて空となっていた。
分析	本船は、船長が出航前に機関部の点検を行わずに航行中、清水冷却器に接続したゴム製のホースの根元部分が劣化して亀裂が発生していたことから、同亀裂から冷却清水が漏れ、同清水量が不足して機関がオーバーヒートし、運航不能となったものと推定される。
原因	本インシデントは、船長が出航前に機関部の点検を行わずに航行中、本船の清水冷却器のホースが劣化して亀裂が発生していたため、同亀裂から冷却清水が漏れ、同清水量が不足して機関がオーバーヒートしたことにより発生したものと推定される。

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 出航前に冷却水システムの点検を行い、配管に劣化、亀裂がないことを確認すること。・ 船長は、乗船中、防水型又は防水パックに入れた携帯電話を常に身に付けるなど、通信手段を確保しておくこと。
--------------	--